# 参議院の選挙制度が改正

## 全国区は政党に　地方区は個人に投票

六月二十六日（日）に行われる参議院議員選挙は、公職選挙法の一部改正によって従来の全国区の選挙に比例代表制が導入され、名称も比例代表選出議員選挙となりました。また、地方区の選挙は名称が選挙区選出議員選挙となりました。

この比例代表選挙は、政党に投票する選挙ですので、投票用紙には政党名を記載（個人名を記載すると無効）することになります。選挙区選挙は従来どおり個人名（政党名を記載すると無効）を記載します。

今日は、新しく導入された比例代表制を中心に参議院議員選出選挙について、ご紹介します。

### 参議院議員の選挙方法が改正

参議院全国区制の選挙は、広大な選挙区のため有権者にとっては候補者の選択が困難で、また、候補者にとっては膨大な経費を要するなど著しい弊害がありました。

このために、今回の選挙から比例代表選挙に変わりました。この比例代表選挙は従来の選挙が個人の候補者が中心となっていたのに対して、比例代表制では政党等があらかじめ順位をつけた候補者名簿を提出しておき、有権者は政党に投票するという選挙方法です。

比例代表制による当選人の決定等は、まず政党等ごとの得票数を1、2、3…の整数で順次割り、その商の大きいものから順に定数に達するまで配分する方式で、各政党に議席を配分し、次に各政党があらかじめ順位を付けて選挙長に届け出た候補者名簿に従って、上から順に数えて配分議席に達するまでの者を当選人とする方法です。

### 立候補は

候補者名簿を届け出ができる政党等は①五人以上の衆、参議員を有する②最も近い時期に行われた衆議院総選挙・参議院通常選挙で有効投票の四％以上の得票を得た③参議院通常選挙に十人以上の候補者を立てるのいずれかの条件が必要となります。

### 主な改正点

◇**個人票から政党への選挙**

今までのように候補者個人に投票するのでなく、政党等に投票する方法となります。

◇**候補者は政党等の名簿に載る**

各政党は候補者を選び順位をつけた名簿を選挙長に提出します。私たち有権者は名簿や政党の政策や政見をよく聞いて選ぶ政党を決めます。

◇**投票用紙に政党名を**

投票用紙には個人名ではなく、政党の名称を書いて投票します。個人名を記入しますと無効となります。

### 政党の得票に応じて当選者を決定

当選人の数は各政党の得票数に比例して割り当てられます。

このため、当選人は各政党が選挙長に提出した候補者名簿に従って、上から順に数えて配分議席に達するまでの者を当選人とします。

**投票用紙**

比例代表選出議員の選挙と選挙区選出議員の選挙は同時に行われますが、投票用紙の色は違っていますのでよく確認して投票してください。

**比例代表選出議員　白色の投票券**

**選挙区選出議員　黄色の投票用紙**

### 選挙区選出議員

選挙区選出議員は、参議院地方区の名称が改められたもので制度の内容に変更はありません。また、投票はまでどおり候補者名を記載します。政党等の名称を記載しますと無効です。

**選挙区　選出議員　黄色の投票用紙**

**投票日　6月26日**

## 投票制度の活用を

### 点字投票

目の不自由な方は、点字によって投票することができますので遠慮なく投票所の係員に申し出てください。

### 不在者投票

投票日に仕事、旅行などのために投票へ行けない場合は、事前に不在者投票をすることができます。

期間　六月二日から二十五日まで
時間　午前八時三十分から午後五時まで
場所　選挙管理委員会（役場一階第三会議室）

印かんを持参してください。指定病院等に入院している方は、病院等の施設で不在者投票をすることができます。

### 身体障害者のための郵便投票

法律で定められた重度の身体障害者、戦傷病者は、郵便による不在者投票ができます。この場合は「郵便投票証明書」が必要です。

郵便投票証明書の交付申請手続きには日数を要しますので、該当すると思われる方は早目にご申請願います。

選挙管理委員会へお問い合わせのうえ手続きしてください。

すでに郵便投票証明書の交付を受けている人は、投票日の四日前までに投票用紙等の請求をしてください。

### 代理投票

身体の不自由な方や文盲などのために自分で投票用紙に候補者の氏名や政党名を書くことができない人のために代理投票が認められています。

代理投票される方は、投票所の係員に申し出てください。申し出られますと、二人の投票補助者の一人が候補者の氏名を代筆し、他の一人がそれに立ち合って代理投票が行われます。

また、投票を補助した者は、その秘密を守らなければなりません。誰に投票したかその選挙人の投票の秘密は保障されます。

**■参議院議員通常選挙投票所■**

| 投票所 | 投票所施設名 | 地区 |
|---|---|---|
| 第1投票所 | 一区公民館 | 一区 |
| 第2投票所 | 二区青年館 | 二区・七区 |
| 第3投票所 | 実住小学校 | 三区 |
| 第4投票所 | 四区青年館 | 四区・五区 |
| 第5投票所 | 八街神社社務所 | 六区 |
| 第6投票所 | 大東区青年館 | 大東 |
| 第7投票所 | 文進公民館 | 文進 |
| 第8投票所 | 住野公民館 | 住野 |
| 第9投票所 | 榎戸公民館 | 榎戸・泉台 |
| 第10投票所 | 富山農村協同館 | 富山 |
| 第11投票所 | 真井原公民館 | 真井原・大関 |
| 第12投票所 | 交進小学校 | 夕日丘・西林 |
| 第13投票所 | 神田公民館 | 神田 |
| 第14投票所 | 四木青年館 | 四木 |
| 第15投票所 | 滝台農村協同館 | 滝台 |
| 第16投票所 | 山田台青年館 | 山田台 |
| 第17投票所 | 沖農村協同館 | 沖 |
| 第18投票所 | 八街町勾玉集会所 | 大谷流・小谷流・勢田 |
| 第19投票所 | 用草消防資備場 | 根古谷・岡田・用草 |
| 第20投票所 | 東吉田集会所 | 東吉田 |
| 第21投票所 | 川上小学校 | 吉倉・砂 |
| 第22投票所 | 上砂農村広場 | 上砂 |
| 第23投票所 | 朝日区青年館 | 朝日 |